

第7節 災害救助法適用計画

災害に際し、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、市町村長がこれを補助する。

ただし知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市町村長が行う。

〔 主な実施機関
市町村，県（保健福祉政策課） 〕

第2 適用基準

この法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同 原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

- 1 当該市町村の区域内の人口に応じ、本県の災害救助法適用表(次表)の令第1条第1項第1号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。
- 2 徳島県の区域内において、1,000世帯以上の住家が滅失した場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、本県の災害救助法適用表(次表)の令第1条第1項第2号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。
- 3 徳島県の区域内において、5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- 4 災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

災害救助法の適用

区 分	県 ， 市 町 村 名	令第1条 第1項第 1号	令第1条 第1項第 2号	令第1条 第1項第 3号前段
都道府県の区域内の人口		(住 家 滅 失 世 帯 数)		
1,000,000人未満	徳島県		1,000世帯	5,000世帯
市町村の区域内の人口				
5,000人未満	上勝町，佐那河内村，由岐町， 海部町，穴喰町，東祖谷山村， 西祖谷山村	30世帯	15世帯	
5,000人以上 15,000人未満	勝浦町，神山町，那賀川町，羽 ノ浦町，那賀町，日和佐町，牟 岐町，海南町，松茂町，板野 町，上板町，つるぎ町，三野 町，三好町，山城町，井川町， 三加茂町	40世帯	20世帯	
15,000人以上 30,000人未満	石井町，北島町，池田町	50世帯	25世帯	
30,000人以上 50,000人未満	小松島市，吉野川市，阿波市， 美馬市，藍住町	60世帯	30世帯	
50,000人以上 100,000人未満	鳴門市，阿南市	80世帯	40世帯	
100,000人以上 300,000人未満	徳島市	100世帯	50世帯	

半壊又は半焼した世帯は，2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

床上浸水した世帯は，3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

第3 適用手続

1 市町村

市町村長は、当該市町村における災害が前記第2「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

2 県

知事は、市町村長からの情報提供に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに適用することとし、すみやかに公示するものとする。

また、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市町村長に救助の委任を行う。この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町村長に通知するものとする。

なお、災害救助法を適用した場合は、厚生労働省に情報提供するものとする。

<災害救助の主な事務のあらまし>

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 〔以下、状況が判明次第随時情報提供〕	・速やかに被害状況を知事に情報提供 〔以下、状況が判明次第随時情報提供〕	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関係機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県から委任を受けた救助等）	
中 間 情 報	・情報の受理及び必要な助言，指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下，状況が判明次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下，状況が判明次第随時情報提供〕	
（必要に応じ）特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言，指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに，この基準により難しい特別の事情があるときは，その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	情報の受理及び必要な助言，指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定，資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には，国庫補助金の概算交付を受けることができる

第4 災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表のとおりであるが，やむを得ない特別の事情があるときは，応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について，厚生労働大臣と協議する。

(注) 災害救助法適用基準表「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表を別冊資料編に添付